

令和6年第3回野洲市議会定例会提出案件

1 繰越計算書の報告 4件

□報告第1号 令和5年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費として「野洲駅南口周辺整備事業」他13件の事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製したので報告する。

□報告第2号 令和5年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について

比江水源地場内施設更新事業等について、管理者から地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越しの報告を受けたため、同条第3項の規定に基づき、繰越計算書にて報告する。

□報告第3号 令和5年度野洲市下水道事業会計予算繰越計算書について

ストックマネジメント管路点検調査事業について、管理者から地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越しの報告を受けたため、同条第3項の規定に基づき、繰越計算書にて報告する。

□報告第4号 令和5年度野洲市病院事業会計予算繰越計算書について

市立野洲病院東館耐震補強工事について、管理者から地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越しの報告を受けたため、同条第3項の規定に基づき、繰越計算書にて報告する。

2 専決処分 4件

□議第44号 専決処分につき承認を求めることについて

(令和5年度野洲市一般会計補正予算(第15号))

①予算額(3/31専決)

- ・補正前予算額 29,091,041千円
- ・補正額 △522,710千円
- ・補正後予算額 28,568,331千円

②補正の概要

【歳入】

- ・譲与税及び交付金の額の確定による精査(83,220千円)
- ・特別交付税の額の確定による増額(13,583千円)
- ・ふるさと納税に係るまちづくり寄附金の減額(△327,308千円)

- ・ 守山野洲行政事務組合精算金の計上（5,276千円）
- ・ 普通建設事業費の確定に伴う減収補填債の減額（△100,000千円）

【歳出】

- ・ まちづくり寄附金の実績に伴う基金積立金の減額（△327,308千円）及びふるさと納税推進に係る経費の減額（△195,402千円）
- ・ 減収補填債の対象となる普通建設事業費の確定に伴う財源更正

□議第 45 号 専決処分につき承認を求めることについて

（野洲市税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要（3／31 専決）

- ・ 第 51 条 個人市民税について職権による減免を可能とする規定の追加
- ・ 第 71 条 固定資産税について職権による減免を可能とする規定の追加
- ・ 第 139 条の 3 特別土地保有税について職権による減免を可能とする規定の追加
- ・ 附則第 5 条の 2 令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の追加
- ・ 附則第 7 条の 5、第 7 条の 6、第 7 条の 7 令和 6 年度限りの定額減税措置に係る関係条項の追加
- ・ 附則第 7 条の 8 令和 7 年度限りの定額減税措置に係る関係条項の追加
- ・ 附則第 10 条の 2 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備についてわがまち特例の割合を定める規定を新設
- ・ 附則第 10 条の 3 認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設
- ・ 附則第 11 条 土地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する改正
- ・ 附則第 11 条の 2 令和 7 年度又は令和 8 年度における土地の価格の特例に関する改正
- ・ 附則第 12 条 宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する改正
- ・ 附則第 12 条の 2 用途変更宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する改正
- ・ 附則第 13 条 農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する改正

- ②施行日 附則第5条の2 公布の日
それ以外 令和6年4月1日

□議第46号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例)

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

①概要 (3/31 専決)

- ・附則第4項 居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設
- ・附則第6項から第13項まで 宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する改正

- ②施行日 令和6年4月1日

□議第47号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

①概要 (3/31 専決)

- ・国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の改正
220,000円→240,000円
- ・国民健康保険税の軽減対象となる所得基準の改正
 - ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額 290,000円→295,000円
 - イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額 535,000円→545,000円

- ②施行日 令和6年4月1日

3 補正予算 2件

□議第48号 令和6年度野洲市一般会計補正予算(第2号)

①予算額

- ・補正前予算額 25,542,963千円
- ・補正額 221,299千円
- ・補正後予算額 25,764,262千円

②補正の概要

【歳入】

- ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額（28,088千円）
- ・子ども・子育て施策推進交付金の増額（11,907千円）
- ・保育所等食料品価格高騰対策事業補助金の計上（3,806千円）
- ・農業組合法人の機械購入費用等に係る集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金の計上（3,484千円）
- ・ガバメントクラウド構築に係るデジタル基盤改革支援補助金の計上（832千円）
- ・新型コロナワクチン予防接種費用助成金の計上（62,250千円）

【歳出】

- ・福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金の支給に係る事業費の計上（15,251千円）
- ・保育所等食料品価格高騰対策支援金の支給に係る事業費の計上（7,612千円）
- ・新型コロナワクチン予防接種に係る予防接種委託料の計上（114,911千円）
- ・省エネ家電買換補助金の支給に係る事業費の計上（9,031千円）
- ・農業組合法人の機械購入費用等に係る集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金の計上（3,484千円）
- ・能登半島地震の人的支援に係る人的経費等の計上（1,490千円）
- ・通学通園に係る大型バス車両購入費用の計上（32,447千円）
- ・市内小中学校体育館の空調設備設置に係る設計委託料の計上（27,000千円）

③債務負担行為

- ・中主地域包括支援センター運營業務に係る債務負担行為の追加
（期間：令和6年度から令和10年度まで 限度額：113,500千円）
- ・ガバメントクラウド接続事業に係る債務負担行為の追加
（期間：令和6年度から令和11年度まで 限度額：18,500千円）

□議第49号 令和6年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）

①予算額

【収益的支出】

- | | |
|---------|-------------|
| ・現計予算額 | 1,084,591千円 |
| ・補正予算額 | 30,800千円 |
| ・補正後予算額 | 1,115,391千円 |

②補正の概要

【収益的支出】

- ・田中山高区配水池流入弁の故障に伴う修繕費相当額の増額（30,800千円）

4 条例制定・改廃 6件

□議第 50 号 野洲市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例

災害対策基本法の規定による避難行動要支援者名簿の外部提供について、個人情報保護法の改正により条例の定めが必要となったため、新たに制定する。

- ・ 第 3 条 名簿情報の提供可能先と提供の方法等の規定
- ・ 第 4 条 名簿情報提供先に対する名簿情報の漏えい防止のための措置の義務
- ・ 第 5 条 名簿情報提供先に対する名簿情報の利用の制限措置

施行日 公布の日

□議第 51 号 野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、マイナンバーの利用及び行政機関等の情報連携に関する規定が改正されたことと、生活保護受給者の外国人に対して、マイナンバーカードの利便性向上を図るため、所要の改正を行う。

- ・ 第 4 条第 1 項及び第 3 項
法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務 → 特定個人番号利用事務
同表第 4 欄に掲げる特定個人情報、特定個人情報 → 利用特定個人情報
- ・ 別表
重度心身障害老人等 → 重度障害老人等
進学準備給付金 → 進学・就職準備給付金
健康保険法等資格者等関係情報及び健康保険法等支給関係情報の追加

施行日 公布の日

□議第 52 号 野洲市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

- ・ 第 34 条の 7 第 1 項 新たな公益信託制度の創設に伴う、寄附金税額控除の追加
- ・ 第 56 条 私立学校法の一部を改正する法律による条項ずれの改正
- ・ 附則第 4 条の 2 公益法人等に係る市民税の課税の特例の規定を削除

施行日 第 56 条 令和 7 年 4 月 1 日

第 34 条の 7 第 1 項及び附則第 4 条の 2 並びに附則第 2 条 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

□議第 53 号 野洲市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園に関する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、地方公共団体の長の職務権限と定められていることから、4月1日に野洲市立幼保連携型認定こども園条例を施行し、園医等を委嘱したことに伴い、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 54 号 野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行され、家庭的保育事業等における職員の配置基準が改正されたことを受けて所要の改正を行う。

- ・第 29 条第 2 項第 3 号、第 31 条第 2 項第 3 号、第 44 条第 2 項第 3 項及び第 47 条第 2 項第 3 号

満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童に対する職員の配置割合の改正

おおむね 20 人に 1 人 → おおむね 15 人に 1 人

- ・第 29 条第 2 項第 4 号、第 31 条第 2 項第 4 号、第 44 条第 2 項第 4 号及び第 47 条第 2 項第 4 号

満 4 歳以上の児童に対する職員の配置割合の改正

おおむね 30 人に 1 人 → おおむね 25 人に 1 人

施行日 公布の日

□議第 55 号 野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、特定の記録媒体の使用を定める規定や書面提示、目視等を義務付けるアナログ規制について、各府省横断的な見直しが行われ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

- ・第 5 条第 2 項第 2 号 電磁的方法による提供の改正

- ・第 23 条 施設の重要事項に係る書面掲示の義務付けの改正

施行日 公布の日

5 その他 1件

□議第 56 号 工事請負契約について（コミュニティセンターきたの大規模改修（建築主体）工事ほか）

工事請負契約を締結することにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 ①コミュニティセンターきたの大規模改修（建築主体）工事
 ②野洲防災センター大規模改修（建築主体）工事
- 2 契約金額 ①120,755,800 円
 ② 29,834,200 円
 計 150,590,000 円
- 3 契約の相手方 滋賀県甲賀市水口町水口 1 5 9 0 番地 1
 株式会社フジサワ建設 代表取締役 藤澤 正幸